

しまね子育て家庭外出応援施設登録事業実施要綱

(目的)

第1条 乳幼児を連れた保護者や授乳中の保護者が、外出時におむつ替えや授乳などのために自由に利用できる県内の施設を、しまね子育て家庭外出応援施設に登録することにより、安心して外出できる環境を整備し、もって子育て支援に資することを目的とする。

(呼称)

第2条 しまね子育て家庭外出応援施設として登録した施設を、「赤ちゃんほっとルーム」と称する。

(登録の認定等)

第3条 しまね子育て家庭外出応援施設への登録を希望する者は、別に定める島根県「赤ちゃんほっとルーム」実施ガイドラインに沿って実施することを了承のうえ、知事に登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 知事は、次の各号に掲げる設備を有する施設の設置者又は管理者から申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、しまね子育て家庭外出応援施設として登録するものとする。

- (1) おむつ替えのための設備
- (2) 保護者のトイレなどの間、乳幼児の安全を確保するための設備
- (3) 授乳のための設備
- (4) 搾乳のための設備
- (5) 調乳のための設備

3 県は申請内容について確認する必要があると認めるときは、施設の設置者の協力を得て現地調査を行うことができるものとする。

4 知事は、登録施設に認定したときは別に定めるステッカーを交付する。

(届出の変更)

第4条 登録施設に係る申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、当該施設の登録を申請した者（以下「登録申請者」という。）は変更届（様式第2号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録解除の届出)

第5条 登録施設の解除を希望するときは、当該施設の登録申請者は登録解除届（様式第3号）により、知事に届け出なければならない。

(登録の取消)

第6条 知事は、しまね子育て家庭外出応援施設として登録した施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱に反したとき、又は反することが明らかであるとき

- (2) 活動の実施にあたり著しく不誠実であると認められるとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が取り消すべきものと判断したとき

(表示)

第7条 登録施設の登録申請者は、県が交付するステッカーを施設の出入口及び設備周辺など、利用者の目につきやすい場所に表示するものとする。

(広報及び支援)

第8条 県は、運営サイトや広報誌等により、登録施設を県民に広く周知する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。